

新型コロナワクチン 住所地外での接種について



新型コロナワクチンは、原則住民票がある市町村で行いますが、やむを得ず住所地での接種ができない場合は、住所地外でも接種をすることができます。下記にあてはまる場合は、接種をしたい市町村に対し、事前の申請が必要です。

申請が必要な方

- ①里帰り中の妊産婦
- ②遠隔地へ下宿している学生
- ③単身赴任者
- ④ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- ⑤その他町長が認めるもの

☆お問い合わせ☆
池田町保健センター保健推進係
☎015-572-2100(平日のみ 8:45~17:30)

申請が不要な方

下記にあてはまる方は、住民票がある市町村から送付された接種券をご持参の上、接種を希望する施設や医療機関へご相談ください。

- ①病院や施設に入院・入所している方
- ②通所による介護サービス事業所等で接種が行われる場合における当該サービスの利用者
- ③基礎疾患があり、主治医の下で接種する方
- ④コミュニケーションに支援を要する外国人や障がい者がかかりつけ医の下で接種を受ける場合
- ⑤副反応のリスクが高い等の理由で体制の整った医療機関での接種を要する方
- ⑥町外の医療機関から往診により在宅で接種を受ける場合
- ⑦災害による被害にあった方
- ⑧勾留又は留置されている人、受刑者
- ⑨国または都道府県等が設置する「大規模接種会場」で接種を受ける場合
(会場ごとの対象地域に居住している方に限る)
- ⑩職域接種を受ける場合
- ⑪申請を行うことが困難な方

申請方法について

申請が必要な条件にあてはまる方で、池田町での接種を希望される方は以下の方法のどれかで申請をしてください。なお、以前申請している方でも、3回目以降の追加接種を池田町で希望される場合は、再度申請が必要ですのでご注意ください。

①郵送での申請

送付先:〒083-0023 池田町字西3条5丁目 池田町保健センター保健推進係 宛
必要書類: 住所地外接種届(必要事項を記入)
住民票所在地から交付された接種券(もしくは接種券一体型予診票、予防接種済証)のコピー

②保健センター窓口での申請

申請窓口:〒083-0023 池田町字西3条5丁目 池田町保健センター保健推進係
必要書類: 住所地外接種届(必要事項を記入)
住民票所在地から交付された接種券(もしくは接種券一体型予診票、予防接種済証)のコピー

上記による申請後、予約可能な時期になりましたら接種に関する案内等を郵送します。

「住所地外接種届」は池田町ホームページよりダウンロードできます。

池田町ホームページ

